

<令和6~8年度の介護保険料>

保険料所得段階は、本人の市民税課税状況と前年の合計所得金額、および世帯の市民税課税状況などにより決まります。  
 なお、世帯の課税状況は、4月1日に住民登録されている世帯の状況によります。(転入された人は、転入日の状況です。)

保険料所得段階	割合	年額	【参考】*3 月額	対象者
第1段階	*1 基準額 ×0.24	*1 15,840円	*1 1,320円	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入 +年金所得以外の合計所得金額等が80万円以下の人 *2
第2段階	*1 基準額 ×0.37	*1 24,420円	*1 2,035円	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入+ 年金所得以外の合計所得金額等が120万円以下の人
第3段階	*1 基準額 ×0.6	*1 39,600円	*1 3,300円	世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当し ない人
第4段階	基準額 ×0.84	55,440円	4,620円	本人は市民税非課税で、同じ世帯内に市民税課税者があり、 本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の合計所得金額 等が80万円以下の人
第5段階	基準額 ×1.0	66,000円	5,500円	本人は市民税非課税で、同じ世帯内に市民税課税者があり、 本人の前年の課税年金収入+年金所得以外の合計所得金額 等が80万円を超えている人
第6段階	基準額 ×1.1	72,600円	6,050円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 120万円未満の人
第7段階	基準額 ×1.2	79,200円	6,600円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 120万円以上160万円未満の人
第8段階	基準額 ×1.3	85,800円	7,150円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 160万円以上210万円未満の人
第9段階	基準額 ×1.5	99,000円	8,250円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 210万円以上320万円未満の人
第10段階	基準額 ×1.7	112,200円	9,350円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 320万円以上420万円未満の人
第11段階	基準額 ×1.8	118,800円	9,900円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 420万円以上520万円未満の人
第12段階	基準額 ×1.9	125,400円	10,450円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 520万円以上720万円未満の人
第13段階	基準額 ×2.2	145,200円	12,100円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 720万円以上1,000万円未満の人
第14段階	基準額 ×2.5	165,000円	13,750円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 1,000万円以上1,500万円未満の人
第15段階	基準額 ×2.8	184,800円	15,400円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 1,500万円以上2,500万円未満の人
第16段階	基準額 ×3.0	198,000円	16,500円	本人が市民税課税者で、本人の前年の合計所得金額等が 2,500万円以上の人

\*1 公費による保険料減額後の割合及び金額です。  
 \*2 「合計所得金額等」とは合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額で、第1～第5段階に  
 ついては、その他の合計所得金額等に給与所得が含まれる場合は(所得金額調整控除適用の場合はその額を加えた金額  
 から)10万円を控除したものです。  
 \*3 月額額は年額を12で割った額(1円未満切り上げて記載)であり、実際の納付額とは異なる場合があります。